

可茂消防事務組合連携事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、可茂消防事務組合（以下「組合」という。）管内における安全安心な地域社会の実現を図るため、組合と事業者（法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）が連携し、事業を推進することに関し必要な事項を定めるものとする。

(連携事業の条件)

第2条 連携事業の条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域住民の安全安心につながるもの。
- (2) 連携にあたり、組合に費用負担が発生しないこと。
- (3) 事業が年度末までに完了できること。
- (4) 法令に違反又は抵触するおそれのないもの。
- (5) 政治活動又は宗教活動にかかるものでないこと。
- (6) その他、公の秩序又は善良な風俗に反し、又はそのおそれのないもの。

(事業者の要件)

第3条 連携する事業者の要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 組合と連携し、地域に貢献する意欲があること。
- (2) 経営状態が安定しており、連携事業を遂行する能力があること。
- (3) 団体の代表者や役員等が暴力団その他反社会的勢力と密接な関わりがないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により組管内市町村における一般競争入札の参加を制限される事業者でないこと。（法人以外の事業者にあつては当該事業者の代表者が該当する場合を含む。）

(連携事業の申請)

第4条 連携事業を実施しようとする事業者は、連携事業実施申請書（様式第1号）を組合管理者（以下「管理者」という。）へ提出するものとする。

(審査)

第5条 管理者は、前条の申請を受けたときは、連携事業実施の可否を決

定し、事業者はその旨を連携事業実施決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（協定の締結）

第6条 連携事業実施の決定を受けた事業者（以下「連携事業者」という。）は、組合と連携事業に関する協定を締結するものとする。

2 協定の期間は、締結日から当該年度の末日までとし、期間満了の30日前までに組合又は連携事業者から解約の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解約）

第7条 組合及び連携事業者は、当事者間の協議により、協定を解約することができる。

2 組合及び連携事業者は、そのいずれかが法令又は本要綱に基づき締結した協定に違反した場合は協定を解約することができる。

（事業の報告）

第8条 連携事業者は、当該年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに管理者へ連携事業実施報告書（様式3号）を提出するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

別添

様式第2号（第5条関係）

別添

様式第3号（第8条関係）

別添

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

連携事業実施申請書

可茂消防事務組合

管理者 宛

（申請者）

所在地

事業者名

代表者職氏名 印

下記のとおり、連携事業の実施について申請します。

記

連携事業名			
実施目的 及び内容			
連絡担当者	氏名		所属部署
	E-mail		
	電話		

備考 事業の実施に係る企画書等、事業の内容が分かるものを添付してください。

様式第2号（第5条関係）

可茂消本第 号
年 月 日

連携事業実施決定通知書

様

可茂消防事務組合
管理者

年 月 日付で申請のあった連携事業の実施については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 連携事業名

- 2 実施目的及び内容

備考 事業完了後は、管理者あてに連携事業実施報告書を提出してください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

連携事業実施報告書

可茂消防事務組合

管理者

宛

（申請者）

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付可茂消本第 号で決定を受けた連携事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

連携事業名			
実施期間			
実施場所			
事業の成果			
連絡担当者	氏名		所属部署
	E-mail		
	電話		

備考 事業の内容等が分かる資料等を添付してください。